

令和5年第5回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月12日(金)午後3時30分

場 所 別府市役所 レセプションホール

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

非農地証明願について

議案第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号

別府市農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程の制定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後3時30分 開会

(局長) 只今より令和5年第5回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長) 皆さんこんにちは。先程の明礬と堂面の現地確認につきましては、改めて、大変お疲れさまでした。また、今回の総会には農地利用最適化推進委員の皆様にもお越しいただいております。ありがとうございます。ゴールデンウィークは、田ごしらえ等、農作業が本格的になっていることと存じます。新型コロナウイルス感染症については、今月8日から位置付けが5類感染症に変更されたため、本日からアクリル板が無くなり、皆さんの顔が良く見えるようになりました。今後の取り扱いは、インフルエンザと同等の扱いですが、体調管理には十分気を付けて頂きたいと思っております。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思っております。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思っております。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。番号1 貸付人 別府市の方、借受人 別府市の方です。貸付人の職業は、農業、借受人は、農林業です。区分、農業振興地域、農用地区域外とありますが、市街化区域です。申し訳ありませんが、修正願います。申請の土地は、大字鶴見 田 現況田 1,028㎡ 外5筆 計3,740㎡です。申請の事由は、貸付人は、高齢のため耕作規模を縮小したい、借受人は現居住地の近所であり、適切な管理、効率的な耕作が可能、というものです。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページと5ページが営農計画書です。今までは生計が立てられる程度の収益をあげられるような営農計画書を提出していただくよう申請者にはお伝えしていたところですが、4月1日より下限面積がなくなったことで、小さな面積でも、家庭菜園的な小規模な農業でも、農地として借りたり買ったりすることができるようになりました。今回は、面積的に4反近くあり、借受人は先進的な農業経営を計画していますが、収益に関わらず、意欲をもって農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、こういった方の農地利用を促進したい、というのが国の考えなので、別府市でも今後様々な農業者が増えていくのではないかと考えられます。6ページが字図、7ページが航空地図です。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。先ほど明礬にて現地確認をいたしました。担当の朝日地区の推進委員から補足説明をお願いいたします。

(担当推進委員) 先程、皆さんと現地の確認をしましたが、申請人もやる気があり、問題ないと思います。

(議長) 只今、担当推進委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(7番委員) 先程、本人に質問してみたのですが、この自然農法がダメだった場合どうするのかと聞いたところ、いろいろ試してみるとのことでありましたので、問題ないと思います。

(議長) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(各委員) 意見なし。

(議長) 他にご意見、ご質問もないようであります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。続きまして、申請番号2番を議題といたします。申請番号2番につきましては、議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願についてと関連がありますので、一体審議といたします。事務局からの説明も一緒をお願いいたします。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをご覧ください。番号2 譲渡人 別府市の方、譲受人 別府市の方です。譲渡人の職業は、主婦、譲受人は農業です。区分、農業振興地域、農用地区域外です。申請の土地は、大字内竈 田 現況 休耕田 外2筆 計 2,986 m<sup>2</sup>です。申請事由は、譲渡人は、相続した土地であるが、農業機械等もなく耕作できないため。譲受人は、長男が所有している農地に隣接しているため、耕作・利用したい。というものです。総会議案資料をご覧ください。8ページから10ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。11ページは字図、12ページが位置図です。戻っていただいて、9ページの一番上の表に、現在譲渡人が所有している農地が記載されているのですが、非耕作地の欄に1筆記載があります。つまり、所有する農地の中に1筆、耕作していない農地があるということです。議案の4ページをご覧ください。この農地が今回の議案第2号非農地証明願いの申請地です。ここから議案第2号の非農地証明願いの説明をします。議案第2号、申請人、別府市の方。議案第1号番号2の譲受人と同じ方です。区分、市街化区域。

申請の土地、大字内竈、畑、現況山林、687 m<sup>2</sup>。申請地の状況、山林。理由、周辺の農地が山林化しているため耕作できない。3条の許可を得るためには、農地を新たに取得するときの要件の一つである全部効率要件を満たす必要があります。しかし、この方の場合、この1筆だけ、耕作できていない状況です。つまり、このままでは、全部効率要件を満たさないため、許可できないということになります。この農地が非農地になれば、全部効率要件を満たすことができるということで、3条申請と同時に非農地証明願いを提出されました。ここで簡単に非農地証明願いと非農地通知の違いについて説明いたします。非農地証明願いと、登記上の地目が農地であるが、その現況が農地以外になっている土地で、一定の要件を満たしている場合は非農地としての証明を受けることができます。申請者は土地の所有者で、申請受付後は、農業委員等が、現地確認し、総会の議決により農地に該当しないと判断した場合に、証明書を申請者あてに交付します。一方、非農地通知は、農業委員会が農地利用状況調査にて非農地と判断し、農地の所有者に対し農業委員会が総会等の議決を必要とせず発行するものです。では、今回の非農地証明願いの説明に戻ります。一定の要件を満たしている場合、非農地の証明を受けることができるとお話ししましたが、要件は、6つあり全ての要件を満たす必要がございます。1、非農地化後 20 年以上経過していること。2、違反転用に関する処分をうけていないこと、3、農業振興地域農用地区域の土地でないこと。4、農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。5、集団性のある優良農地内でないこと。6、他法令等との調整の見込みがあること です。総会議案資料の13ページをご覧ください。4番委員が現地確認時に撮影して下さった写真です。現時点で、非農地後 20 年経過し、全ての要件を満たしていると考えられます。以上が議案第1号申請番号2と議案第2号についての説明です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。この案件について、担当の4番委員から補足説明をお願いいたします。

(4番委員) まず 4 ページの非農地証明願いについてですが、ここは神社の裏にあり、現地は写真のように木が生えており、道も獣道のようなものしかない状態で、到底農地と認められるものではありませんでした。3ページの購入する案件ですが、譲り渡し人は機械もなく、長年耕作していないでした。購入者は申請地の下から上まで耕作すれば、見栄えもかなり良くなるので、購入して耕作するというものでした。今日ここは見えていただきましたが、一部手を入れているところもありました。購入者は農業を専門に稲も野菜もかなり作っています。以上です。

(議長) 只今、4番委員の補足説明が終わりました。議案第1号 申請番号2番及び議案第2号についての審議ですが、事務局から報告があればお願いします。

(事務局) はい、現地確認後、譲受人に総会にご出席頂き、農地取得後にどのようにしたいかを直接ご本人から、お話いただくようお願いしておりますので、この2件の採決につき

ましては本人到着まで少し待って頂き、議案第3号のご審議からお願いいたします。

(6番委員)非農地証明ですが、場所は堂面棚田から離れた場所にあるのですか。

(4番委員)はい、ひと山離れた場所にあります。

(3番委員)今まで、赤判定をしていたのですか。

(4番委員)市街化区域ですので、判定対象外でした。

(議長)ご意見・ご質問は、後ほどお受けいたします。続きまして、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の5ページをお開きください。議案第3号 申請番号1 土地所有者別府市の方 借受人も別府市の法人です。区分、農振地域・農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況田、505㎡のうち330㎡、外7筆、計11,952㎡のうち7,420㎡です。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものということです。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いします。

(6番委員)先日申請地の現地調査をしまいいりました。出し手の状況は高齢のためであり、受け手は推進委員が社長である、東山パレットであるので、まったく問題はありません。一つだけ言わせてもらえば、選定理由の当該農地の貸付について、市町村が適当であると認めるものの「適当である」が、私から言わせれば「最適である」でとか、「適切ある」とか、以前のように「マッチングしている」とか、決められた文言とはいえ、行政にひと言申し上げたいと思います。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第3号申請番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし。

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号1番につ

いて申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことでありますので、議案第3号を許可することに決定いたしました。それでは、譲受人がおいでになったので、議案第1号申請番号2番及び議案第2号についての審議に戻りたいと思います。

(事務局)譲受人がお見えになったので、ご本人から今後のお話を伺いたいと思います。

(譲受人)初めまして別府市内竈の〇〇と申します。以前〇〇に務めさせて頂きました。今回の申請に至る経緯を説明したいと思います。皆さんもご存じのとおり、令和4年の2月に別府市の5地区がつなぐ棚田遺産に選ばれました。堂面棚田も入っているのですが、市外化調整区域ということで補助金等何もあります。農地は高齢化で荒れていくような状況です。平成22年から堂面棚田を再生する会を立ち上げて棚田を守ってきたわけですが、10年余りで元に戻ってきている状況です。併せて棚田を守る会、農地を守る会ができ、わずかばかり守っていますが、荒廃が進んでいる状況です。去年6月に早稲田大学の中島先生がたまたま見えられ、堂面棚田を素晴らしい所だと言って頂きました。このチャンスを逃す術はないと思い、私が発起人となり、10人の構成員で堂面棚田を活性する会を立ち上げました。その中で、上から見る展望の中で、今回の土地は堂面のメインの土地であると感じたものですから、私が購入することになりました。4番委員に電話した際、草刈とカヤ株くらは取ってくれと言われましたので、以前他の方が作っていた田4枚は、今年すぐ使えるようにカヤ株を取り水口だけは埋め、今年直ぐに作付けできるようにしました。出入り口に大きな石があって、それがあればユンボなどの出入りが出来ないものですから石を掘り上げた状況です。行かれた方は分かると思いますが、表土を端に寄せている状況です。今日は、たまたま私の農地に倉庫を建てるための現地確認と時間が重なったものですから、現地に行けませんでした。大変申し訳ありませんでした。

(議長)どうもありがとうございました。この件について質問のある方は挙手をお願いいたします。

(7番委員)事務局、先程の質問をお願いします。

(事務局)はい、表土を剥いで寄せている所は、田にされるのですか。

(申請者)畑にするつもりです。水路より上なりますので、田には出来ない。田は下の4枚だけ5年くらい前は再生する会で作っていたので、そこだけは水田にする予定です。

(事務局)事前にお聞きしたのは、茅野の根を掘るだけと聞いていたのですが、現状は少し

違いようでありましたので来ていただいたのですが。

(申請者)表土を剥いで寄せていただけです。

(3番委員)下の4枚は水田で、それ以外はどうするのですか。

(申請者)4枚以外は、今後一時転用申請をして、基盤整備します。水の関係もありますので、水田にするか畑にするかは、今後みんなで話し合っただけです。今までは休耕田でもなく、どうしようもない土地でした。

(5番委員)せっかくの堂面棚田ですが、どのような基盤整備をするのですか。

(申請者)傾斜があるので、そんなに広くはない棚田にするしかないと思います。今時耕運機も入らない小さな所を広げたいと思います。

(議長)他に聞きたいことはありませんか。

(3番委員)今後、造成するのは誰がするのですか。

(申請者)補助金もないので、私が犠牲的な精神でやっています。今後10年か15年くらいは耕作が出来ると思っているんで、頑張っていきたいと思っています。スパランドからぐるっと道があり、毎日散歩をする人もいますが、私たちがずっと草刈をしています。今後、堂面をもっと人が集まる場所にしていきたいと思っています。

(会長)〇〇さんが一生懸命考えているのは分かりました。今後の申請についても農地法に触れない範囲でやって頂きたいと思っています。皆さんよろしいですか。では審議に戻りますので、申請者はご退出下さい。ありがとうございました。

(議長)採決については、個別審議といたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号2番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことでありますので、議案第1号 申請番号2番を許可することに決定いたしました。

(議長)議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願について許可することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことでありますので、議案第2号を許可することに決定いたしました。

(議長)続きまして、議案第3号 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の6ページをお開きください。議案第3号 申請番号2 土地所有者別府市の方 借受人も別府市の法人です。区分、農振地域・農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況田、1,856 m<sup>2</sup>のうち1,360 m<sup>2</sup>、外3筆、計6,833 m<sup>2</sup>のうち4,290 m<sup>2</sup>です。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものということです。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いします。

(6番委員)これも番号1と同じく5月3日に現地確認をいたしました。土地の状態もいつでも耕作できる状態になっており、東山パレットの評価は最適でございますし、山の口はこの場所以外にも、東山パレットが管理しているので問題はありません。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第3号申請番号2番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員)なし。

(議長)特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第3号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号「別府市農業委員会が管理する個人情報保護等に関する規定の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)それでは、議案第4号 別府市農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程の制定について、簡単にご説明いたします。配布させていただいている参考資料1をご覧ください。3月議会に市長が提案した「別府市個人情報保護法施行条例の制定につ



いて」でございます。別府市の方の改正理由の説明をさせていただくほうが解りやすいかと思しますので、そちらから説明させていただきます。この資料は市長から議会に提案した際の資料でございます。6ページの提案理由をご覧ください。官民を通じて個人情報の保護と利活用の調和を確保し、官民データの流通を促進するため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年に施行され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3法が改正後の個人情報の保護に関する法律)に統合されました。これによりまして、公的部門・民間部門における規律が一覧できるようになるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通のルールが規定されました。別府市においても改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき、令和5年3月議会に提案し、別府市個人情報保護法施行条例の制定をしたところ です。もどっていただいて資料1の1ページ、第2条をご覧ください。実施期間に別府市農業委員会も含まれております。これに基づいて、平成16年に制定いたしました別府市農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程を廃止し、新たに制定するものです。制定にあたりまして、農業委員会での議決が必要でありますので、今般、議案に上程いたしております。なお、例による、の説明ですが、別府市の条例や規則を準用する、といったものでございます。おおもとの別府市の条例・規則等に従って、実施期間である別府市農業委員会もその場合にあてはめて(借用して)適用するというものです。例によるというのは、聞きなれないかと思いますが、例えば、地方税の徴収について、国税徴収法の例による となっており、この場合、法律から施行規則や通達まで国税と同じように扱うといった場合に用いられています。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。議案第4号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(6番委員)これは全国的なものですか、別府市独自のものですか。

(事務局)法律の改正に伴うものでありますので、おそらく各市町村同じようなものだと思います。

(議長)他にご質問はありませんか。

(各委員)他になし。

(議長)他にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第4号について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第4号については、申請のとおり承認することに

決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)等になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして、その他について事務局からの説明を求めます。

(事務局)その他について、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について説明いたします。別紙様式4をご覧ください。今回は、皆様おのの個人目標を達成できた、できなかった、というのを記入していただきましたが、今回は別府市農業委員会全体の点検評価についてです。評価点の合計数によって、最終的な結果が出ます。まず、上の段から。最適化活動の成果目標で(1)(2)(3)と項目がございます。(1)農地の集積率については、目標が55%のところ20.4%ということで、評価点は一番低い1点、ということになります。(2)の遊休農地の解消等は、目標を大きく上回る面積が解消されましたので、一番高い5点となります。(3)新規参入の促進についても、目標を大きく上回る面積について、貸してもいい農地として報告いただきましたので、これも5点となります。下段の2最適化活動の活動目標も(1)～(3)までございます。(1)については皆さんの活動日数で、この評価点の対象ではありませんが、実績12日以上というのは県内トップだそうです。(2)の活動強化月間は11月からの3か月間で設定していましたが、他の月と比べて特別活動日数が多いというわけではありませんが、少ないというわけでもないので達成できたと考え、1点、(3)新規参入相談会については、農業相談で農業を始めたい、という相談があったのが2回ほどありましたので、1点となり、合わせて13点ということで、3の農業委員会の点検・評価結果は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。その右の推進委員等の点検・評価結果については、皆さん個人の成果目標、活動目標の実績を入力すると自動計算され、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」などの結果が出まして、それを集計した結果となります。この結果については6月末までにインターネット上にて公表

する予定です。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。何かご質問等があれば、お受けいたします。

(6番委員)評価は5段階評価ですか。

(事務局)はいこれは上から2番目に良い評価です。活動日数ですが、平均が12日以上でありましたので、今年度は13日を目標に活動いただくことになります。

(議長)他にご質問はございませんか。

(各委員)他になし。

(議長)他にご質問もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時45分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 \_\_\_\_\_ 会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 2番委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 3番委員 \_\_\_\_\_